

## 令和元年度第2回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和元年10月16日（水）11時～12時  
場 所：徳島県庁10階 中会議室  
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議  
「ハローズ大林店」の新設届出  
「ハローズ佐古店」の新設届出  
出席委員：木戸口委員、奥嶋委員、大森委員、清水委員、近藤委員、佐々木委員  
県出席者：（事務局）商工労働観光部 企業支援課  
（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

### ■議題1

#### 「ハローズ大林店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：交差点A（大林北交差点）における西方向からの来店車両の右折について、実際は交通処理計画で想定しているとおりの処理ができず飽和する可能性がある。また、指針どおり2km圏内の人口比で交通量を算出しており、指針に沿っているという意味では問題ないが、実質は帰宅路の途中で来店する車両も多く、交通量がさらに増すおそれも十分あると考えられる。このため、交差点Bで右折するよう交通誘導しなければ、かなり影響が生じる可能性があるため、この点は留意事項として付していただきたい。

委 員：歩行者通路は、店舗建物付近だけでなく、できれば敷地出入口から設定する方が望ましい。また、荷さばき施設5が店舗の前面にあるため、その周囲は安全に十分配慮していただきたい。

委 員：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委 員：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、

- ①交差点A（大林北交差点）における西方向からの来店車両の右折については、交通処理計画の想定以上の交通量が発生するおそれが十分あるため、交差点Bで右折するよう交通誘導すること。

②歩行者通路は、店舗建物付近だけでなく、可能な限り敷地出入口から設定する方が歩行者の安全上望ましいことの2点を留意事項として付すことにします。

→意見なしで終了

## ■議題2

### 「ハローズ佐古店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：歩行者通路は、店舗建物付近だけでなく、できれば敷地出入口から設定する方が望ましい。

委員：出入口④が民家の出入口に近接しているように見受けられるので、注意が必要と考えられる。また、店舗東の隣接道路は一方通行で広めの道路だが、停車している車両や自転車の通行も多い道路であるため注意が必要と考えられる。

委員：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、歩行者通路は、店舗建物付近だけでなく、可能な限り敷地出入口から設定する方が歩行者の安全上望ましいことを留意事項として付すことにします。

→意見なしで終了